

入 札 説 明 書

貴船川大規模特定河川工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和7年9月29日(月)

2 工 事 の 概 要

- (1) 工 事 番 号 大特河 第5号
- (2) 工 事 名 貴船川大規模特定河川工事
- (3) 工 事 場 所 青森市大字野内地内
- (4) 工 種 土木一式工事
- (5) 工 期 令和14年3月25日(木)まで
- (6) 工 事 概 要 施工数量 N=1.00式
PC橋工 1.00式
地盤改良工 1.00式
橋台工 1.00式

(7) 予 定 価 格 5,060,352,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

(8) 本工事は、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札(標準型・加算方式)の方法による。

3 参 加 資 格

一般競争入札実施公告のとおりとする。

4 技術提案書内容及び作成要領

作成する技術提案書の記載内容は「総合評価落札方式(県土整備部)の運用」中「総合評価落札方式の運用の手引き(令和7年度版【R7.7.1以降】)」(下記ホームページ参照)によるものとし、評価項目は5.(1)のとおりとする。

ホームページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/nyuukei.html>

5 総合評価に関する事項

(1) 評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

<技術力評価>

①企業の施工実績

評価項目	評価基準	配点	得点
同種工事の施工実績の有無(※1)	国又は青森県発注で同種工事の実績あり	2.0	/ 2.0
	その他の公共工事発注機関(公益民間企業等含む)で同種工事の実績あり	1.0	
	上記以外	0.0	
優良工事表彰等の有無(※3)	国又は青森県の組織から表彰の実績あり	1.0	/ 1.0
	上記以外	0.0	
地域内における本店の所在地の有無(※2)	工事施工箇所の地域内に本店を有する	1.0	/ 1.0
	上記以外	0.0	

②配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点	得点
主任(監理)技術者の保有する資格	技術士	2.0	/ 2.0
	1級土木施工管理技士	1.0	
	上記以外	0.0	
継続教育の取組状況	継続教育の推奨単位数を満たしている(各団体の証明あり)	1.0	/ 1.0
	上記以外	0.0	
主任(監理)技術者又は現場代理人としての施工経験の有無(※1)	国又は青森県発注で同種工事の実績あり	2.0	/ 2.0
	その他の公共工事発注機関(公益民間企業等含む)で同種工事の実績あり	1.0	
	上記以外	0.0	
優良工事技術者表彰等の有無(※3)	国又は青森県の組織から表彰の実績あり	1.0	/ 1.0
	上記以外	0.0	
週休2日確保工事の実績の有無	週休2日確保工事の実施証明書あり	1.0	/1.0
	上記以外	0.0	

ICT活用工事の実績の有無	ICT活用工事の全面活用の証明書あり	1.0	/1.0
	ICT活用工事の部分活用の証明書あり	0.5	
	上記以外	0.0	

※1 評価の対象となる同種工事は、土木一式工事でPCR工法を含むものとし、施工年度及び契約金額は問わない(下請負人としてのものを除く)。

ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。

※2 本店所在地の評価項目に係る地域内とは、以下に記載された地域とする。

青森市、東津軽郡

※3 評価対象となる表彰は、建設業法による建設工事の種類と同種のものに限る。

③地域貢献

評価項目	評価基準	配点	得点
災害協定締結及び災害活動の実績の有無	県と災害協定を締結しており、かつ災害協定に基づく災害活動の実績がある	2.0	/ 2.0
	県と災害協定を締結している	1.0	
	上記以外	0.0	
地域防災への協力体制の有無	地域内(※4)における防災への協力体制の実績あり	1.0	/ 1.0
	上記以外	0.0	
令和4年度以降における除雪業務及び維持管理工事等の実績	地域内(※4)における県管理道路の除雪業務委託かつ県管理公共土木施設の維持管理工事等の実績あり	2.0	/ 2.0
	地域内(※4)における県管理道路の除雪業務委託又は県管理公共土木施設の維持管理工事等の実績あり	1.0	
	上記以外	0.0	
令和5年度以降における社会貢献活動の有無(※5)	地域内(※4)における社会貢献活動の実績あり	1.0	/ 1.0
	上記以外	0.0	

※4 地域貢献の評価項目に係る地域内とは、以下に記載された地域とする。

青森市、東津軽郡

※5 社会貢献活動は、「企業による農業・農村支援活動」、「青森県森林づくり協定による森林整備活動」、「青森県ふるさとの水辺サポーター制度」、「道路愛護功労者表彰制度」又は道路、水路、泊地、河川、海岸等の清掃、草刈り、泥上げ、除・排雪等の取組を対象とする。

受注業務及び受注工事として実施したものは対象外とする。

※ 各評価項目の詳細は、「総合評価落札方式の運用の手引き」による。

<技術提案>

※作成要領等

- ・使用する様式は、「技術提案書様式集(令和7年度版)」 「様式-3、7、8」とする。
- ・「県産資材の活用(様式-3)」以外の技術提案は、各評価項目のテーマごとにA4縦長1枚にまとめて提出すること。なお、必要に応じて図表等(説明図等)を添付すること(テーマごとにA4版1枚(自由様式)まで)。

※技術提案の最大提出枚数 A4版12枚

最大2枚(1つのテーマあたり)×3(評価項目数)×2(評価項目のテーマ数)

- ・文字の大きさは10.5ポイント、文字数は1,600字以内(図表等の文字は除く)とすること。
- ・「様式-7、8」中「■技術提案事項」右欄に技術提案の評価項目(施工計画、工事の目的物の性能・機能及び社会的要請)(以下、「各評価項目」という。)及びテーマを簡潔に記載すること。
- ・記載する内容は、技術提案内容の要点(期待できる効果、技術的根拠及び標準案に対する優位性)を簡潔に、わかりやすく記述すること。「様式-7」の表中の項目1、2、3は使用せず、自由記載。)

①施工計画

評価項目	評価基準	配点	得点
技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性(※6) ・与条件との整合性 ・技術的裏付け等 [様式-7]	施工計画が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる	20.0	/ 20.0
	施工計画が現地の環境条件を踏まえており、適切である	10.0	
	不適切ではないが、一般的事項のみの記載となっている	0.0	
県産資材の活用(※7) [様式-3]	提示した資材の全てについて70%以上の県産資材の活用が見られる	1.0	/ 1.0
	上記以外	0.0	

※6 施工計画の適切性に関するテーマは下記のとおりとし、テーマごとに標準案に対する優位性を評価する。

テーマ①:PCR工法施工時の作業時間帯区分について

列車が通行しない限られた時間帯での作業、作業着手前及び作業後の安全確認の時間確保など、作業時間が限られているため、作業時間帯区分についての提案。

※青い森鉄道(株)列車運行ダイヤに基づく作業可能時間

・海側(上り線)作業可能時間:

き電停止時間(226分、1:53~5:39)※線路閉鎖時間(233分、1:46~5:39)

・山側(下り線)作業可能時間:

き電停止時間①(146分、23:45～2:11)※線路閉鎖時間①(164分、23:45～2:29)、

き電停止時間②(127分、3:54～6:01) ※線路閉鎖時間②(134分、3:54～6:08)

○標準案

- 1.軌道に影響する工事について、積雪量が多く除雪作業の影響で軌道整備ができない冬季休止期間(12月下旬～3月下旬)を設定。
- 2.青い森鉄道との事前協議により、軌道、路盤、周辺地盤に影響がある工種については、「線路閉鎖」を行った上で施工する。これを踏まえ、線路閉鎖時(夜間)と線路閉鎖前(昼間)の実施工種を具体的に区分・整理する等の提案。

テーマ②:薬液注入時の施工体制について

薬液注入時における地盤変動対策。

○標準案

- 1.薬液注入は、作業時間を確保できる海側(上り線)から片側注入する。また、削孔機・注入機足場は、安定的に支えるサンドル材を用いた足場を設置し、地盤への影響を少なくする等の提案。 ※サンドル材:角材(H鋼等)を井桁上に積上げた仮設支台。

※7 県産資材の活用に係る評価項目の詳細は別紙のとおりとする。(様式-3関係)

②工事目的物の性能・機能、社会的要請

評価項目	評価基準	配点	得点
工事目的物の性能・機能向上に関する提案内容(※8) [様式-8]	提案内容に対する定性評価とする。	0～10 (整数)	/ 合計20.0
社会的要請に関する提案内容(※9) [様式-8]	提案内容に対する定性評価とする。	0～10 (整数)	

※8 工事目的物の性能・機能に関するテーマは下記のとおりとし、テーマごとに標準案に対する優位性を評価する。

テーマ①:軌道変位に対する対策について

軌道変位観測などの安全対策及び地盤変動発生後の対応策。

○標準案

- 1.路床沈下計測、仮土留工変位計測を実施する。
また、既設橋台及び既設擁壁の変位について傾斜計、沈下計等を用いて計測管理する。
※軌道変位許容値の設定(7mm)

- 2.軌道に影響する工事について、夏季のレール変形の影響を考慮し、酷暑期(7月中旬～8月下旬)の休止期間を設定。
- 3.非常時列車停止装置の設置、緊急時連絡体制を策定。

テーマ②:薬液注入工の品質管理について

PCR工法の桁推進時の止水目的として行う薬液注入工の品質管理に係る対応策。

○標準案

薬液注入による水質汚濁を防止するため、観測井戸を設置し、水質を監視する。

※9 社会的要請に関するテーマは下記のとおりとし、テーマごとに標準案に対する優位性を評価する。

テーマ①:夜間作業における地域住民への配慮について

線路閉鎖時間、及び、き電停止時間である夜間に作業することから、近隣住民に対する対応等。

○標準案

騒音対策として、低騒音・低振動重機を使用する。

テーマ②:地元技術者への技術的貢献について

大規模工事で多種多様の施工機械・技術が導入されることから、青森県内の土木技術者の技術力向上の企画に関する提案。

○標準案

見学会等の開催により、青森県内業者等への技術継承を実施し、技術力の向上を図る。

(2) 総合評価の方法

① 総合評価の評価値は、次式により算出する。

評価値＝「価格評価点」＋「価格以外の評価点」

この評価値が最も大きいものを落札者とする。

② 価格評価点の配点は70点とし、以下の式により算出する。

ア)入札価格≧調査基準価格の場合

価格評価点＝70点×(1－入札価格／予定価格)

イ)入札価格<調査基準価格の場合

価格評価点＝70点×{(1－調査基準価格／予定価格)
＋0.5×(調査基準価格－入札価格)／予定価格}

③ 価格以外の評価点の配点は40点満点とし、内訳は次のとおりとする。

40点満点＝技術力評価(10点満点)＋技術提案(30点満点)＝10点×(技術力

評価の得点) / (技術力評価の満点) + 30点 × (技術提案の得点) / (技術提案の満点)

※価格評価点を算出する際には入札価格の一万円未満を切上げして算出する。(入札価格は変わらず、算出上の扱いである。なお、算出式の採用は切り上げ後の入札価格を基準とする。)

(3) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、提出した技術提案書の審査を受けて資格確認を得た場合のみ、価格及び技術提案書をもって入札し、次の(ア)及び(イ)の要件に該当する者のうち(2)「総合評価の方法」によって算出された評価値が最も大きいものを落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値が最も大きい者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 価格以外の要素に係る提案が、すべての評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること。

② ①において、評価値の最も大きい者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 評価内容の担保

実際の施工に際しては、技術提案書に記載した提案内容を満たす施工を行うものとする。

なお、技術提案書を適正と認めることにより、特記仕様書等において指定しない部分等の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

受注者の責により提案内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難又は合理的でない場合は、損害賠償の請求等を行うことがある。併せて、工事成績評定点を減ずる措置(1つの不履行に対して、マイナス5点)を行う。

① 県産資材の活用

提案どおり実施できなかった場合は5点減点する。

なお、記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は、青森県建設業者等指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号)に基づく指名停止を行うことがある。

6 契約変更の取扱い

契約締結後、条件変更等不可抗力な状況が発生した場合は、契約変更の対象とし、技術

提案書の内容の見直しを行うものとする。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明等

- (1) 技術提案書を提出した者のうち当該工事について入札参加資格がないと認められた者に対して、入札参加資格がないと認められた理由を別に通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に青森県東青県土整備事務所長に対して入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。
- (3) 青森県東青県土整備事務所長は、(2)の理由の説明を求められたときは、(2)の提出期限の翌日から起算して10日以内に書面をもって回答する。
- (4) (2)の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。
 - ① 受付窓口： 青森県東青県土整備事務所 建設管理課
住所 030-0943 青森市大字幸畑字唐崎76-4
電話 017-728-0204(直通)
 - ② 受付時間： 休日を除く毎日の8時30分から17時15分まで
- (5) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

8 苦情申立て

- (1) 本手続きにおける入札参加資格の有無のその他の手続に関し、「政府調達に関する苦情処理手続要領(平成11年8月18日付け制定により、青森県政府調達苦情検討委員会(連絡先:青森県出納局会計管理課青森県政府調達苦情検討委員会事務局:電話017-734-9743(直通))に対して書面により苦情を申立てることができる。
- (2) (1)の書面は、持参又は郵送によることとし、電送によるものは受け付けない。

9 実施上の留意事項

- (1) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 技術提案書は、提出者に無断で技術審査以外の用途に使用しない。
- (3) 技術提案書の審査及び指名審査の審査基準日は提出期限の日とし、指名停止中の者からも技術提案書を受け付ける。
- (4) 提出された技術提案書は返却しない。
- (5) 技術提案書作成に関する問い合わせ先等は次のとおりとする。
 - ① 問い合わせ窓口： 青森県東青県土整備事務所 河川砂防施設課
住所 030-0943 青森市大字幸畑字唐崎76-4
電話 017-728-0293
FAX 017-728-0355

- ② 問い合わせ期限： 令和7年10月14日(火) 15時00分まで
- ③ 問い合わせ方法： 縦覧情報の様式「質問書」により、FAXで提出すること。
- ④ 回答方法： 下記ホームページに、令和7年10月20日(月) 15時00分までに掲載する。

ホームページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/ao-kendo/juranjoho.html>

(6) 設計図書に対して問い合わせは次のとおりとする。

- ① 問い合わせ窓口： (5)①と同じ
- ② 問い合わせ期限： 令和7年11月18日(火) 15時00分まで
- ③ 問い合わせ方法： 縦覧情報の様式「質問書」により、FAXで提出すること。
- ④ 回答方法 : 入札参加者全者に様式「回答書」により、令和7年11月28日(金) 15時00分までにFAXで回答する。
- ⑤ その他 : 「質問書」提出以外の問い合わせには回答いたしません。

(7) 入札に当たっては、入札参加資格があると認められた一般競争入札参加資格(技術提案)審査結果通知書(写)及び入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書(設計図書に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。以下同じ。)を入札書を封かんした封筒とともに、配達証明付書留郵便により提出すること。なお、工事費内訳書を提出しないとき、又は提出された工事費内訳書の内容が著しく不相当なときは、その者のした入札を無効とする。

(8) 落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2者以上ある場合に実施するくじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

10 その他

(1) 入札制度、各種様式、工事の情報等の掲載場所

青森県建設業ポータルサイト

URL : <https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/index.html>

(2) 総合評価落札方式(県土整備部)の運用等の掲載場所

総合評価落札方式(県土整備部)の運用

URL : <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/nyuukei.html>

(3) 縦覧情報及び質問(技術提案書作成に関する事項)に対する回答の掲載場所

「大特河第5号貴船川大規模特定河川工事」の縦覧情報

URL : <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/ao-kendo/juranjoho.html>

(4) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法(昭和24年法律100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(5) 請負代金額が100万円以上の工事については、受注者は、仮契約締結時に、中間前金払

又は部分払のいずれかを選択することとし、仮契約締結後の変更は認めない。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の場合においては、「請負代金額が100万円以上の工事」を「いずれかの年度において、100万円以上の請負代金額の支払限度額がある工事」と読み替える。)

- (6) 本工事は、工期が複数年度にわたる債務負担行為に係る契約であり、各会計年度の支払限度額は契約書で明らかにする。

別紙

年度：令和7年度
工事番号：大特河第5号
工事名：貴船川大規模特定河川工事

県産資材の活用について

資材名	規格	単位	設計数量 (a)
鋼矢板	SY390 SP-50H型 6m以上20m以下	t	210
鋼矢板	SY390 SP-50H型 20m超25m以下	t	186
H形鋼	H-400×400	t	314
鉄筋コンクリート用棒鋼	SD390 D38	t	273
生コンクリート 土木(16)-2	30-12-25(20) W/C≤55%	m3	1569
覆工板	208×1000×2000	m2	468
H形鋼	H-770×520	t	50
鉄筋コンクリート用棒鋼	SD390 D32	t	239
生コンクリート(早強) 土木(18)-2	40-12-25(20) W/C≤55%	m3	998
生コンクリート 土木(15)-2	30-18-25(20) W/C≤55% C>=350kg	m3	1117

※1) 県産資材とは、生コン・骨材は県内で生産・製造していること、それ以外は以下のとおりとします。

- ・青森県内で生産、加工又は製造された資材
- ・青森県内に本店を有している資材供給業者から購入する資材
(青森県県土整備部土木工事共通仕様書 第2編材料編参照)

※2) 『県産資材の活用』の対象品目は、

- ・主要資材、一般資材問わず
- ・設計金額(設計数量×単価)10万円以上、かつ設計金額の上位10品目(最大)の資材
- ・同一種の資材で複数の規格がある場合は最大3品目までとする。ただし、軽油等の燃料を除く。

※3) 設計数量は少数点以下を切上げ整数とする。